

2006年10月

発行登録追補目論見書



フィンランド地方金融公社

フィンランド地方政府保証機構保証付

フィンランド地方金融公社2016年11月21日満期
1.00%ニュージーランドドル建ディスカウント債券

本目論見書に係る売出しがなされるフィンランド地方政府保証機構保証付フィンランド地方金融公社2016年11月21日満期1.00%ニュージーランドドル建ディスカウント債券(以下「本債券」といいます。)はニュージーランドドル貨をもって表示されておりますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

～必ずお読み下さい～

本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資に伴い下記のリスクを含む種々のリスクが存することを理解し、本債券への投資に伴うリスクに耐え得る場合に限り、本債券への投資を行うべきです。

信用リスク

本債券の発行者であるフィンランド地方金融公社または保証者であるフィンランド地方政府保証機構の財務状況が著しく悪化した場合、元利金の支払いが定められたとおりに行われるとは限りません。

為替変動リスク

本債券はニュージーランドドル貨をもって表示され、元利金の支払いはニュージーランドドル貨によって行われますので、円貨換算された受取金額は外国為替相場の変動により影響を受けます。

価格変動リスク

本債券の市場価格は、ニュージーランドドル金利の動向、発行者または保証者の信用状況の変化、その他の要因の影響を受けます。

税制

本債券の投資にあたり、必要に応じ、税務、会計等の専門家の助言を得ることが必要です。将来において、本債券についての課税上の取扱いが変更される可能性があります。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 18-外債29-1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年10月20日

【発行者の名称】 フィンランド地方金融公社
(Municipality Finance Plc)

【代表者の役職氏名】 Jarkko Vuorenmaa
Director
(ディレクター)

Matti Kanerva
Legal Counsel
(法律顧問)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安田三洋

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
明治安田生命ビル
外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ

【電話番号】 03-6212-1200

【事務連絡者氏名】 弁護士 岩橋知美

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
明治安田生命ビル
外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ

【電話番号】 03-6212-1200

【今回の売出金額】

37,902,000ニュージーランドドル(邦貨換算額2,985,540,540円。ただし、1ニュージーランドドル=78.77円の為替レート(2006年10月18日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行による対顧客電信直物売買相場の仲値)による。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成18年8月21日
効力発生日	平成18年8月29日
有効期限	平成20年8月28日
発行登録番号	18-外債29
発行予定額	1,000億円

【これまでの売出実績】

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
	該当事項なし			該当事項なし
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額－実績合計額－減額総額) 1,000億円

【縦覧に供する場所】

該当なし

注 本書中、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は以下を指すものとする。

「発行者」または「公社」…………… フィンランド地方金融公社
(Municipality Finance Plc)
「保証者」または「地方政府保証機構」…………… フィンランド地方政府保証機構
(The Municipal Guarantee Board)
「LGPI」または「地方自治体年金基金」…………… フィンランド地方自治体年金基金
(The Local Government Pensions Institution)

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1 【募集債券に関する基本事項】	1
第2 【売出債券に関する基本事項】	1
1【売出要項】	1
2【利息支払の方法】	3
3【償還の方法】	4
4【元利金支払場所】	5
5【担保又は保証に関する事項】	6
6【債券の管理会社の職務】	7
7【債権者集会に関する事項】	7
8【課税上の取扱い】	7
9【準拠法及び管轄裁判所】	8
10【公告の方法】	9
11【その他】	10
第3【資金調達目的及び手取金の使途】	14
第4【法律意見】	15
第二部【参照情報】	16
第1【参照書類】	16
第2【参照書類を縦覧に供している場所】	16
発行者が証券取引法第27条において準用する 同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	17
発行者の概況の要約	20

第一部 【証券情報】

第1 【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

第2 【売出債券に関する基本事項】

1 【売出要項】

(1) 【売出債券の名称及び記名・無記名の別】

売出債券の名称	フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社2016年11月21日満期 1.00%ニュージーランドドル建ディスカウント債券 (以下「本債券」という。)
記名・無記名の別	無記名式

(2) 【券面総額】

60,000,000ニュージーランドドル(注1)

(3) 【各債券の金額】

10,000ニュージーランドドル

(4) 【売出価格及びその総額】

売出価格	額面金額の63.17%
売出価格の総額	37,902,000ニュージーランドドル

(5) 【利率】

額面金額に対し年1.00%

(6) 【償還期限】

2016年11月21日

(7) 【売出期間】

2006年10月23日から2006年11月17日まで

(8) 【受渡期日】

2006年11月21日

(9) 【申込取扱場所】

上記売出人の日本における本店および各支店(注2)

(注1) ユーロ市場で募集される本債券の額面総額は、60,000,000ニュージーランドドルである。

(注2) 本債券の申込み、購入および払込みは、すべて各申込人が確認した外国証券取引口座約款(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、上記売出人を通じて、あらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込み旨記載した申込書を提出しなければならない。外国証券取引口座を通じて本債券を取得する投資家は、約款の規定に従い本債券の券面の交付を受けず、また購入に係る本債券上の権利については売出人を通してのみ享受できる。なお、券面については後記「11 その他(2)」を参照のこと。

本債券は発行者の50億ユーロ債券発行プログラム(€5,000,000,000 Programme for the Issuance of Debt Instruments)(以下「債券発行プログラム」という。)に基づきSociété Généraleによりユーロ市場で募集され、2006年11月20日に発行される。

本債券はいかなる証券取引所にも上場されない。

本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、アメリカ合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその属領において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、アメリカ合衆国1986年内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

(10) 【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

(11) 【債券の管理会社】

該当なし。

財務代理人

本債券の財務代理人(以下「財務代理人」という。)	
会社名	住所
シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン・オフィス (Citibank, N.A., London Office)	ロンドン市 E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

(12) 【振替機関・登録機関】

該当なし。

(13) 【財務上の特約】

担保設定制限については、後記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

(14) 【取得格付】

発行者は債券発行プログラムに対し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドより2006年6月1日付でAaaの長期債務格付を、スタンダード・アンド・プアーズより2006年6月12日付でAAAの長期債務格付を取得している。本債券は当該プログラムに基づき発行される。

2 【利息支払の方法】

(1) 本債券の利息は、2006年11月20日(以下「利息発生日」という。)(同日を含む。)から2016年11月21日(同日は除く。)までの期間につき額面金額に対して年率1.00%でこれを付し、2007年5月21日を初回として満期日(2016年11月21日)まで毎年5月21日および11月21日(以下各々を「利払日」という。)に6ヵ月分を後払いする。

利息期間(以下に定義する。)について額面金額10,000ニュージーランドドルの各本債券につき支払われる利息の金額は50.00ニュージーランドドル(以下「固定利息金額」という。)である。ただし、初回の利払日である2007年5月21日に各本債券につき支払われる利息の金額は50.28ニュージーランドドル(以下「初回利息金額」という。)である。利払日が営業日(下記に定義される。)にあたらない場合には、翌営業日を利払日とする。なお、かかる利払日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

「営業日」とは、東京、ウェリントンおよびオークランドにおいて商業銀行および外国為替市場が一般業務を行い、支払いの決済を行っている日(土曜日または日曜日を除く。)で、かつTARGET営業日にあたる日をいう。

「TARGET営業日」とは、欧州自動即時グロス決済システム(Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET) System)が稼働している日をいう。

「利息期間」とは、利息発生日(同日を含む。)または利払日(同日を含む。)から直後の利払日(同日を除く。)までの期間をいう。

(2) 本債券は満期日または期限前償還日(後記「3 償還の方法(3)」に定義する。)以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず、その償還金額の支払いが不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、本債券のかかる償還金額には、(i)当該本債券に関して以下の受領された日までに期限の到来している金額の総額が、当該本債券の所持人によりもしくはかかる所持人のために受領された日、または(ii)財務代理人が、本債券の所持人(以下「本債権者」という。)に対して、本債券に関して以下の5日後の日までに期限の到来する金額の総額を財務代理人が受領したことを通知した日から5日後の日の(その後に支払いの不履行があった場合を除く。)、いずれか早い方の日まで、本項に従って(判決の前後とも同様に)継続して、上記の年率1.00%に代えて、R(後記「3 償還の方法(3)」に定義する。)に年率1.00%を加えた合計と等しい年率で利息が発生するものとする。

固定利息金額または初回利息金額が適用されていないすべての期間について、各本債券につき支払われる利息の金額は、各本債券の額面金額または場合により償還金額に、適用される利率を乗じて得られた金額に、当該期間の日数(かかる日数は1ヵ月を30日、1年を12ヵ月とする1年360日に基づき計算される。ただし、(i)当該期間の末日がある月の31日であり、当該期間の初日がある月の30日または31日以外の日である場合、当該末日が属する月は、30日である1ヵ月に短縮されるものとはみなされず、(ii)当該期間の末日が2月の末日である場合は、2月は、30日である1ヵ月に延長されるものとはみなされない。)を乗じて360で除して得られた金額について1ニュージーランドセント未満を四捨五入して計算される。

3 【償還の方法】

(1) 満期における償還

本債券が償還期限前に償還または買入消却されない限り、本債券は2016年11月21日(以下「満期日」という。)に額面金額で償還されるものとする。満期日が営業日にあたらぬ場合には、翌営業日を満期日とする。なお、かかる満期日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

(2) 税制変更による期限前償還

- (i) フィンランド共和国(以下「フィンランド」という。)、その下部行政区画、その課税当局もしくは課税機関の法令もしくは規制の改正、またはかかる法令もしくは規制の解釈もしくは運用の変更が2006年11月20日以降に生じたことにより、本債券の次の支払いに際して発行者が後記「8 課税上の取扱い—(I) フィンランド共和国の租税」に定める追加額を支払うことを要する場合、
- (ii) 上記の事態が発生している旨と、それを招来した事由を記載した発行者の権限を有する者1名が適式に署名した証明書、およびかかる事態が発生している旨の定評ある独立の法律顧問の意見書を発行者が財務代理人に交付することにより、かかる事態が証された場合、発行者はその裁量により、後記「10 公告の方法」に従い本債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知(取消不能とする。)をすることにより、

(a) 期限前償還金額(以下に定義する。)に当該償還日までの経過利息を付して未償還債券の全部(一部は不可)を償還することができ(ただし、かかる償還通知は、仮にある日に本債券の支払期日が到来したならば発行者が当該追加額を支払うことを要することになる最初の日の90日より前に、行うことはできない。)、または

(b) 本債券の期日における不払いがない場合に限り本債権者の同意を得ることなく、本債券の期日どおりに支払いを適式に行う債務、ならびに本債券、2006年6月1日付全面改訂財務代理人契約証書(以下「財務代理人契約」という。)および発行者が作成、交付した2006年6月1日付誓約書(以下「誓約書」という。)に基づく発行者のその他いっさいの債務を、発行者に代えて「関連者」に引受けさせることができる。

上記において、「関連者」とは、保証者により直接もしくは間接に支配される法主体、発行者を直接もしくは間接に支配する法主体または発行者と共通の支配下にある法主体を意味する。また、発行者または法主体を「支配」とは、発行者またはかかる法主体の過半数の議決権を保有することを意味する。

(3) 額面金額10,000ニュージーランドドルの各本債券の期限前償還金額(以下「期限前償還金額」という。)は、本債券の発行日(同日を含む。)から上記「(2)税制変更による期限前償還」または後記「11 その他(1)」に従って当該各本債券の期限が到来し償還される日(以下「期限前償還日」という。)(同日は除く。)までの期間について、ソシエテ ジェネラル(Société Générale)(以下「計算代理人」という。)により下記の算式に従って決定される。これにより得られる金額について1ニュージーランドセント未満は四捨五入して計算される。

$$\text{期限前償還金額} = \text{参照価格} \times \left(1 + \frac{R}{2}\right)^{(N \times 2)} \times \text{額面金額}$$

上記において、

「N」とは、本債券の発行日(同日を含む。)から当該各本債券の期限前償還日(同日は除く。)までの期間の日数(かかる日数は1ヵ月を30日、1年を12ヵ月とする1年360日に基づき計算される。ただし、(i)当該期間の末日がある月の31日であり、当該期間の初日がある月の30日または31日以外の日である場合、当該末日が属する月は、30日である1ヵ月に短縮されるものとはみなされず、(ii)当該期間の末日が2月の末日である場合は、2月は、30日である1ヵ月に延長されるものとはみなされない。)を360で除したものをいう。

「参照価格」とは、63.17%をいう。

「R」とは、「割引償還利回り」(以下に定義する。)と等しい年率を小数で表示したものをいう。

「割引償還利回り」とは、4.647%をいう。

なお、計算代理人によるすべての計算および決定は、(故意、悪意または明らかな誤りによる場合を除き)発行者および本債権者を拘束し、また(故意、悪意または明らかな誤りによる場合を除き)計算代理人は、本項に基づく計算代理人によるその権限、義務または裁量の行使または不行使に関し、本債権者に対する責めを負わない。

(4) 買入

発行者はいつでも、公開市場その他の市場でいかなる価格でも本債券(確定債券の場合には当該債券に付された支払期日未到来の利札すべてがともに買入れられるものとする。)を買入れることができる。

(5) 消却

償還したすべての本債券および上記に従い買入れた本債券(確定債券の場合には本債券に添付されまたは本債券とともに引渡されもしくは買入れられた利札を含む。)は、消却、再発行または転売することができる。

4 【元利金支払場所】

本債券の元利金支払代理人(以下「支払代理人」という。)および本債券の元利金の支払場所は以下のとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン・オフィス(Citibank, N.A., London Office)

ロンドン市 E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター
(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)

シティグループ・グローバル・マーケッツ・ドイチェランド・アー・ゲー・アンド・コー KGaA
ジヤーマニー・エージェンシー・アンド・トラスト・デパートメント
(Citigroup Global Markets Deutschland AG & Co. KGaA, Germany Agency and Trust Department)
フランクフルト 60323、ロイターヴェク 16
(Reuterweg 16, 60323 Frankfurt)

本債券の元利金その他の金員の支払いは、ウェリントンおよびオークランド所在の銀行に支払受領者が有するニュージーランドドル口座への送金またはかかる銀行宛のニュージーランドドル小切手の振出しにより行われ、いずれの場合も、適用される財政その他の法令・規則に従う(ただし、後記「8 課税上の取扱い(1) フィンランド共和国の租税」に定める規定が妨げられることはない。)

5 【担保又は保証に関する事項】

(1) 本債券は、発行者の無担保の非劣後債務であり、本債券間で互いに優先することなく、発行者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と(支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて)同順位とする。

(2) 保証者は、本債権者のために2006年6月1日付保証状(以下「保証状」という。)を作成、交付している。保証状に基づき、保証者は本債券上発行者が支払うべきすべての金員の適時かつ適式の支払いを無条件かつ取消不能の形で保証している。

保証状に基づく保証者の債務は、保証者の直接かつ無担保債務であり、保証者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と(支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて)同順位とする。

(3) 本債券が未償還である限り、発行者は、自らの「債務」(以下に定義する。)または発行者による第三者の「債務」に対する保証を担保するため、発行者の現在または将来の財産、資産または収入に対する「担保権」(以下に定義する。)を設定しない。ただし、かかる担保設定と同時にまたはその前に、かかる「担保権」が本債券に基づくいっさいの支払債務を同等の順位および比率で担保するために必要ないっさいの行為を発行者が行う場合はこの限りではない。また、発行者のために保証者またはLGPIが行う保証に関して発行者が保証者またはLGPIに対して負担する債務を担保するために発行者が保証者またはLGPIに提供する担保については、本項でいう「債務」に対する「担保権」の設定から除外する。

上記の「担保権」とは、抵当権、先取特権(法律の定めにより発生するものを除く。)、質権、負担その他の担保権を意味する。

上記の「債務」とは、ボンド、ノート、ディベンチャーもしくはその他の証券(当初、私募により販売されたかどうかを問わない。)の形態による、またはそれらにより表章される現在および将来の負債で、証券取引所、店頭市場その他認められた証券市場において値付けされ、上場されまたは通常取引されるか、されうるか、またはそのように意図されたもの(その発行要項上、かかる値付け、上場、取引を明示的に妨げている場合には、値付けされ、上場されまたは通常取引されうるものとはみなされない。)を意味する。

6 【債券の管理会社の職務】

該当なし。

財務代理人の職務は以下のとおりである。

発行者は、支払期日が到来した本債券に関する元金または利息を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日前に、本債券に関してその時点で支払われるべき元金または利息に相当する金額を支払う。

支払代理人が財務代理人契約に従い支払いを行った場合、発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において、財務代理人は、支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、当該支払代理人により支払われた金額を支払う。

また、上記「3 償還の方法－(2) 税制変更による期限前償還」に記載の証明書および法律意見書を発行者から受領するほか、本債券の要項および財務代理人契約により課されるいっさいの業務を履行する。

7 【債権者集会に関する事項】

本債券の要項の修正または放棄を含めた本債権者または利札の所持人の利益に影響を及ぼす事項を決する債権者集会を招集するための定めは、発行者、保証者、本債権者および利札の所持人を拘束し、財務代理人契約に含まれる。

8 【課税上の取扱い】

(1) フィンランド共和国の租税

本債券の元金、償還金額等に関するいっさいの支払いは、フィンランドによりもしくはフィンランドのために、またはフィンランドの下部行政区画、課税当局もしくは課税機関によりもしくはそのために、現在または将来賦課されるいっさいの種類の公租公課を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる公租公課の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行者または(場合により)保証者は、かかる源泉徴収または控除後の本債権者または利札の所持人による純受領金額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債権者または利札の所持人が受領することとなる金額と等しくなるために必要な追加額を支払う。ただし、以下のいずれかの場合においては、本債券または利札に関しての追加額は支払われないものとする。

(i) 本債券または利札を単に保有していること以外に、フィンランドと関連性を有することを理由として、本債券または利札に関して公租公課が課される所持人により、またはかかる所持人のために、支払いのために呈示される場合。

(ii) 関連日(以下に定義される。)から30日以上経過後に支払いのために呈示される場合。ただし、本債権者または利札の所持人がかかる30日の期間の終了時に支払いのために本債券または利札を呈示すれば得られたであろう追加額については、それを限度として支払われる。

(iii) かかる源泉徴収または控除が個人に対する支払いに課される場合で、かつ欧州理事会指令2003/48/ECまたは2000年11月26日、27日に行われた欧州経済蔵相理事会 (ECOFIN) の結論を実施するためのその他の指令により、または当該指令を施行もしくは遵守するためのもしくは当該指令に一致させるために導入されたあらゆる法律により、かかる源泉徴収または控除が必要とされる場合。

(iv) 本債券または利札をEU加盟国所在の他の支払代理人に対して呈示したならばかかる源泉徴収または控除を回避することが可能であったであろう当該本債券または利札の所持人により、またはかかる所持人のために、支払いのための呈示がなされた場合。

「関連日」とは、いっさいの支払いに関して期日が最初に到来する日、または財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員を全額受領しなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ、後記「10 公告の方法」に従いその旨の通知が本債権者に対して適式になされた最初の日を指す。

(2) 日本国の租税

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本債券の利息および本債券の償還により支払いを受ける金額が本債券の取得価額を超える場合の超過額は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。なお、債券の譲渡によって生ずる所得については、その譲渡人が法人である場合には益金となるが、個人である場合には、原則として日本国の租税は課せられない。

9 【準拠法及び管轄裁判所】

- (1) 本債券、財務代理人契約、保証者の保証、誓約書およびこれらに関連するすべての事項は、イングランド法に準拠し、これに従って解釈される。
- (2) 発行者は、本債権者の利益のために、(i) イングランドの裁判所または(ii) ニューヨーク郡ニューヨーク市に所在するニューヨーク州裁判所、もしくはニューヨーク南部地区の合衆国連邦裁判所が、本債券に帰因または関連して生じる紛争(以下「紛争」という。)を解決するための専属的な管轄権を有することに合意している。
- (3) 発行者は上記(2)に記載の裁判所が紛争を解決するための最も適切で便宜な裁判所であり、したがって発行者はその他の裁判所がより適切で便宜であると主張しないことに合意している。
- (4) 上記(2)は、本債権者の利益のためのみの定めである。したがって、本項の定めは、本債権者が紛争に関する手続き(以下「司法手続」という。)を管轄権のあるその他の裁判所で行うことを何ら妨げるものではない。法律が許容する範囲において、本債権者は複数の管轄地において同時に司法手続をとることができる。

- (5) 発行者は司法手続を開始させる書類および司法手続に関連し送達が要求される他の書類につき、
- (i) イングランドにおける司法手続に関しては、ロンドン市WC1R 4JS、ベッドフォード・ロウ20-22(20-22 Bedford Row, London WC1R 4JS)に所在するジョーダン・カンパニー・セクレタリーズ・リミテッド(Jordan Company Secretaries Limited)または1985年会社法第23章に従い訴状の送達ができるグレートブリテンにおける発行者のその他の住所に、また(ii) ニューヨーク郡における司法手続に関しては、10011ニューヨーク州ニューヨーク市8番街111の13階(111 Eighth Avenue, 13th Floor, New York, New York 10011)(異なる場合はその時々々のニューヨーク郡におけるその主な事業地)に所在するCTコーポレーション・システム(CT Corporation System)に交付されることによって発行者に送達されうることと合意している。かかる者の発行者の訴状の送達を受ける者としての選任が有効ではない、または効力が停止する場合には、発行者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面によるいずれかの本債権者の請求により、発行者のために訴状の送達を受ける追加の者をニューヨーク郡において選任する。かかる選任が15日以内に行われない場合には、本債権者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面による通知により、かかる者を選任する権限を有する。本項の定めは、法律が許容するその他の方法で訴状を送達する本債権者の権利に何ら影響を与えるものではない。本項は、イングランドおよびニューヨーク郡における手続きならびにその他の場所における司法手続にも適用される。
- (6) 発行者は司法手続に関して、司法手続でなされた命令または判決による財産(発行者が使用または使用を予定しているかは関係なく。)に対する取得、執行、強制執行(これらに限らない。)を含む司法手続に関連した書類の発行または救済の付与に対して一般に同意している。
- (7) 発行者が、いずれかの管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に対する訴訟、強制執行、差押え(強制執行の補助、判決前の保全その他を問わない。)またはその他の法的手続からの免責を主張することができ、かつかかる免責(主張されているか否かを問わない。)がかかる管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に帰因しうる場合、かかる管轄地の法律が最大限許容する範囲内で、発行者はかかる免責を主張せず、取消不能の形で放棄することに同意しており、とりわけ、ニューヨーク郡においてとられる司法手続においてかかる免責の放棄は1976年合衆国外国主権免責法(United States Foreign Sovereign Immunities Act of 1976)が許容する最大の効果を有し、同法の取消不能の形でなされる。

10 【公告の方法】

ロンドンにおいて一般に頒布されている主要日刊紙(フィナンシャル・タイムズ(Financial Times)を予定)に掲載された場合、かかる掲載が実際的でないときはヨーロッパにおいて一般に頒布されているその他の英文の主要日刊紙に掲載された場合、または本債券が仮大券もしくは恒久大券で表章されているときは、下記「11 その他(2)」に記載されたユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよびその他関連決済機関にその記録上の当該大券の持分保有者に連絡すべく通知を交付した場合、本債権者に対する通知は有効に行われたものとみなされる。上記のように行われた通知は、かかる掲載日に(または1回以上掲載された場合には、最初の掲載日に)、またはかかる交付の日の4営業日後に、有効に行われたものとみなされる。

上記に従い本債権者に対して行われた通知は、利札の所持人に対しても有効になされたものとする。

11 【その他】

- (1) 下記に掲げる事由または事態(それぞれ以下「不履行事由」という。)は本債券の期限の利益喪失事由である。
- (i) 発行者が支払期日が到来した本債券に関するいずれかの支払いを、支払期日から10日を超えて怠った場合。
 - (ii) 発行者または保証者が上記(i)に記載した支払い以外に本債券に規定したその他の約束の履行を怠り、かつ本債権者が当該不履行の治癒を発行者または保証者に要求する旨、財務代理人に対し書面により通知した日から90日間当該不履行が継続している場合。
 - (iii) 発行者もしくは保証者のいずれかの借入金債務が債務不履行を理由に定められた期限に先立って返済すべきことになる場合、かかる借入金債務のいずれかが期日もしくは適用ある猶予期間満了までに支払われない場合、発行者もしくは保証者のいずれかが借入金債務のために設定した担保権が実行可能となる場合、または発行者もしくは保証者のいずれかが第三者の借入金債務(総額が50,000,000ユーロ(その他の通貨の場合は50,000,000ユーロ相当)以上のもの)に関して付与した保証もしくは補償が期日もしくは適用ある猶予期間満了までに支払われない場合。
 - (iv) 発行者もしくは保証者が破産もしくは支払不能の宣告を受けた場合、発行者もしくは保証者が支払いを停止した場合、発行者、保証者もしくはその資産の相当な部分に関する倒産手続に関して、管財人、受託者その他類似の管理者の選任もしくは債権者との法定和議手続を開始する命令、行為が裁判所もしくは行政機関によりなされ、もしくは発行者もしくは保証者がかかる選任もしくは手続きの申立てを決議した場合、または発行者もしくは保証者が解散もしくは清算した場合。
 - (v) 保証者の保証が完全な効力を消失した場合、または保証者の保証が完全な効力を有しない旨保証者が主張する場合。

本債券に関し不履行事由が発生した場合、各本債権者は発行者に宛てた書面による通知を行うことにより、当該各本債券および未払経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣告することができ、その場合には、発行者が不履行事由が治癒された旨の通知をそれより前に受領していない限り、呈示、要求、異議またはその他あらゆる種類の通知(これらすべてを発行者は放棄する。)を必要とせず、直ちに当該各本債券は期限前償還金額に未払経過利息を付して償還される。

- (2) 本債券の各発行は当初、仮大券により表章されるものとし、仮大券はユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ(以下「ユーロクリア」という。)およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム・ルクセンブルク(以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。)の共通保管機関に預託される。

仮大券が発行された日から40日後の日以降、米国人以外の者を実質的所有者とする旨の証明書(仮大券に記載されている様式または関連決済機関が一般に使用する様式によるもの)が受領されていることを前提として、仮大券は恒久大券と交換される。

本債券が仮大券により表章されている場合において、当該債券の利払日が到来した場合、利払いは仮大券を呈示して、米国人以外の者を実質的所有者とする旨の証明書がユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関に受領された場合に限り行われるものとする。恒久大券に関する支払いは、証明書を要求することなく、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関を通じて恒久大券の呈示または引渡しにより行われる。

恒久大券はかかる恒久大券の所持人の選択により確定債券と交換されることはない。ただし、恒久大券は、本債券が期限の利益を喪失し直ちに償還されなければならなくなった場合またはユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクもしくはその他関連決済機関が14日間(公休日を除く。)連続して業務を停止し、もしくは永久に業務を停止する旨発表した場合には、確定債券と交換される。

- (3) 本債券の支払期日が到来した金員(経過利息を含む。)の支払いは、いずれかの支払代理人の指定事務所における当該本債券の呈示および提出(支払金員が不足し全額の支払いがなされないときは提出を要しない。)と引換えに行われる。

本債券に関する利息の支払いは以下のとおり行われる。

- (i) 仮大券または恒久大券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において仮大券または恒久大券の呈示と引換えに行い、仮大券の場合には要求されている証明書の提出を要する。
- (ii) 当初の交付時に利札を付すことなく交付された確定債券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において当該確定債券の呈示と引換えに行われる。
- (iii) 当初の交付時に利札を付し交付された確定債券の場合は、当該利札の提出、または利息の支払いに予定された日以外の利息の場合には確定債券の呈示と引換えに行われ、いずれの場合も合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において行われる。

本債券に関する元利金その他の金員の支払日が、関連する本債券または場合により利札の呈示場所において商業銀行または外国為替市場がニュージーランドドルの決済を行っていない日またはTARGET営業日にあたらない日の場合、本債権者および利札の所持人は、かかる呈示場所(かつかかる支払いが小切手ではなく送金によるときはかかる呈示場所ならびにウェリントンおよびオークランドにおいて商業銀行または外国為替市場がニュージーランドドルの決済を行っている日であり、かつTARGET営業日にあたる次の日まで金員の支払いを受けることができず、また本債券の要項に従い支払いがなされない場合を除きかかる遅滞に関し利息その他の金員を請求することができない。

利札を付して当初交付された各確定債券は、償還のためには、すべての期日未到来の利札とともに提出しなければならない。すべての期日未到来の利札が提出できない場合、欠缺利札額面額をかかる欠缺がなければ償還に際して支払われるべき金額から控除し、かかる控除額は、支払代理人の指定事務所においてかかる欠缺利札の提出と引換えに、かかる償還日の10年後またはかかる利札の支払日の5年後の遅い方まで、支払われる。

- (4) 本債券または利札は、紛失、盗失、毀損、汚損または破棄の場合、適用あるすべての法律に従い、請求者がかかる代り券に関するすべての費用を支払い、かつ発行者および財務代理人が要求する証拠および補償に関する条件に服した場合、財務代理人の指定事務所において代り券を取得することができる。毀損または汚損した債券は、その代り券が交付される前にこれを引渡さなければならない。
- (5) 本債券は、支払いのための呈示が、支払期日から元本については10年以内、利息については5年以内に行われなかった場合は無効となる。

(6) リスク要因

(i) 本債券の内容に関するリスク

以下は、本債券の内容に関するリスクの概要である。

・変更、放棄および代位

債券の要項には、本債権者の利益一般に影響を及ぼす事項について検討する債権者集会の招集に関する条項が含まれている。これらの条項は、所定の過半数の賛成により、当該債権者集会に出席せず投票しない本債権者および過半数の賛成に対し反対票を投じた本債権者を含むすべての本債権者を拘束することを認めている。

・EU貯蓄税指令

貯蓄収入に対する課税に関する欧州理事会の指令2003/48/ECに基づき、2005年7月1日より、EU加盟国は、同国の法域内の者が他のEU加盟国内の個人居住者に対し支払ったかまたは同国の法域内の者が他のEU加盟国内の個人居住者のために徴収した利息またはその他同種の収入の支払明細を、かかる他のEU加盟国の課税当局に対し提出しなければならない。ただし、移行期間中は、オーストリア、ベルギーおよびルクセンブルクでは、これに代わって、かかる支払いに関し源泉徴収制度を適用する可能性があり、段階的に35%へと上げられる課税率で税が控除される。当該移行期間は、一定のEU非加盟国とのかかる支払いに関連する情報交換への合意後の最初の通年の会計年度末に終了する。

また、2005年7月1日から、数多くのEU非加盟国および一定のEU加盟国の従属または提携地域は、同国の法域内の者があるEU加盟国内の個人居住者に対し支払ったかまたは同国の法域内の者があるEU加盟国内の個人居住者のために徴収した利息の支払いに関して同種の方法（情報提供または暫定的な源泉徴収のいずれか）を採用することについて合意している。加えて、EU加盟国は、EU加盟国内の者がそれらの地域内の個人居住者に対してなした支払いまたはEU加盟国内の者がそれらの地域内の個人居住者のためになした徴収に関連して、情報提供または暫定的な源泉徴収の相互協定を締結した。

当該指令施行後、源泉徴収制度を選択したEU加盟国を通じて支払いがなされるかまたは徴収され、かつ税額がかかる支払いから源泉徴収される場合、発行者または支払代理人またはその他の者は、かかる源泉徴収税の課税の結果、本債券に関する追加の支払義務を負うものではない。源泉徴収税がかかる指令施行後支払代理人によりなされた支払いに対し課される場合は、発行者はかかる指令に基づき源泉徴収または税控除の義務が生じないEU加盟国内に支払代理人を置かなければならない。

・法改正

本債券の要項は本書の日付現在のイングランド法に準拠している。本書の日付以降なされる裁判所の判断またはイングランド法または行政実務もしくはそれらの適用の変更が与える影響については、何ら保証することができない。

・決済システムにおける取引

本債券が決済システムで取引される場合、決済システムが、最低額面金額（10,000ニュージーランドドル）を下回る額面金額で保有される金額となりうる取引を処理することが可能である。

関連する大券の条項に従って本債券に関連して確定債券の発行が要求される場合、関連する時点で、関連する決済システムの口座に最低額面金額の整数倍の額面金額を保有していない所持人は、その保有が最低額面金額の整数倍の額面金額になるまで、確定債券に関するいかなる所持人の権利を受けることもできない。

・本債券には、活発な取引市場は存在しない。

本債券は、広範に流通されない可能性のある証券であり、現在、本債券のための活発な取引市場は存在しない。本債券が当初発行後に取引される場合は、本債券は、現行利子率、類似証券の市況、一般経済状態および発行者および保証者の財務状況に応じて、当初公募価格から割引かれて取引される可能性がある。

・本債券は、期限前償還される可能性がある。

フィンランドによりもしくはフィンランドのために、またはフィンランドの下部行政区画もしくは課税当局によりもしくはそのために、現在または将来賦課され、徴収され、源泉徴収され、または賦課されるいっさいの種類の前払公課の源泉徴収または控除を原因として、発行者または保証者が本債券に関し支払うべき金額を増加する義務を負うことになった場合、発行者は、本債券の要項に従い本債券の残高全部を償還する可能性がある。

大券は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクによりまたはそれらのために保有されるため、投資家は、譲渡、支払いおよび発行者および/または保証者との連絡につきそれらの手続きに従わなければならない。

本債券は、一または複数の大券により表章される。かかる大券は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの共通保管機関に預託される。関連する大券に記載される場合を除き、投資家は、確定債券を受領することはできない。ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクは大券の実質持分の記録を維持する。本債券が一または複数の大券により表章される限り、投資家は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクを介してのみその実質持分を取引することができる。

本債券が一または複数の大券により表章される限り、発行者および保証者は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの口座保有者に対する支払いのために共通保管機関に支払うことにより本債券に基づく発行者および保証者の支払義務を免責される。大券の実質持分の所持人は、関連する本債券に基づく支払いを受けるためユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの手続きに従わなければならない。発行者および保証者は、大券の実質持分に関する記録またはそれに関する支払いのための責任または義務を有さない。

大券の実質持分の所持人は、関連する本債券に関し直接的な議決権を有さないが、その代わりに、かかる所持人は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクが認める適切な代理人を指名する限りにおいて行為することができる。同様に、大券の実質持分の所持人は、関連する本債券につき不履行が生じた場合、発行者または保証者に対して履行強制の措置をとるための大券上の直接的な権利を有さず、誓約書に基づく権利に依拠せざるをえない。

(ii) 市場一般に関連するリスク

以下は、流動性リスク、為替リスク、金利リスクおよび信用リスクを含む市場一般のリスクについての概略である。

・公開市場の欠如

本債券は発行時に確立された流通市場がない可能性があり、その後も発展されない可能性がある。市場が発展した場合でも非常に流動性に乏しい可能性がある。このため、投資家は簡単に本債券を売却できない可能性があり、投資家は流通市場が活発な類似の投資商品と同程度の利回りを提供する価格で売却できない可能性がある。流動性の欠如は、本債券の市場価格に重大な悪影響を与える可能性がある。

・為替リスクおよび為替管理

発行者はニュージーランドドル建て本債券の元金を支払う。これは、投資家の金融活動が主にニュージーランドドル以外の通貨建て（以下「投資家通貨」という。）である場合には、通貨の交換による一定のリスクが生じる。これらには、為替レートが大幅に変動（ニュージーランドドルの切下げまたは投資家通貨の見直しを含む。）するリスクや、投資家通貨が服する管轄当局が為替管理を課したりまたは変更したりするリスクを含む。ニュージーランドドルに対し相対的に投資家通貨が上昇すれば、(1) 本債券における投資家通貨ベースの利回り、(2) 本債券の元金の投資家通貨換算額、および(3) 本債券の投資家通貨換算時価が低くなる。

政府および金融当局は、（過去にも事例があるように）適用ある為替レートに著しく悪影響を及ぼす可能性のある為替管理を課す可能性がある。その結果、投資家は予想よりも少ない元金を受領することになり、またはいっさいの利息または元金が支払われない可能性がある。

・金利リスク

本債券のような固定利付債券への投資には、市場金利のその後の変化が本債券の価額に悪影響を及ぼすリスクが内在している。

・信用格付がすべてのリスクを反映していない可能性がある。

一または複数の独立した格付機関が本債券に対して信用格付を付与する可能性がある。かかる格付は、ストラクチャー、市場、本項に記載された他の要因や本債券の価値に影響を及ぼしうる要因に関するすべてのリスクの潜在的影響を反映させることができない可能性がある。信用格付は、有価証券を売買もしくは保有することを勧めるためのものではなく、格付機関は随時これを見直しもしくは取り消す可能性がある。

第3 【資金調達目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4 【法律意見】

発行者の社内法律顧問であるマッティ・カネルヴァ (Matti Kanerva) 氏により、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行者はフィンランド法に基づき適法に設立され存続している公開有限責任会社である。
- (2) 本書に記載された本債券の売出しは、発行者により適法に承認されており、フィンランド法上適法であり、本債券の発行に関し発行者に対し要求されている政府の同意、許可および承認をすべて取得している。
- (3) 発行者による関東財務局長への本書の提出は適法に授權されており、フィンランド法上適法である。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

発行者の概況等証券取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度(自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)

平成18年6月30日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

当該半期(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

平成18年9月28日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

該当なし

4 【訂正報告書】

該当なし

第2 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし

発行者が証券取引法第27条において準用する
同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

**CERTIFICATE OF ELIGIBILITY FOR INCORPORATION BY
REFERENCE**

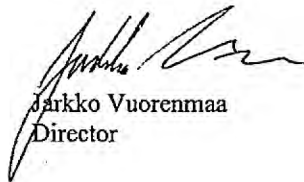
Documents showing that the Issuer satisfies the requirements set forth in each item of Article 5, paragraph 4 as applied *mutatis mutandis* by Article 27 of the Securities and Exchange Law.

Filed on: August 21, 2006

To: Director-General, Kanto Local Finance Bureau

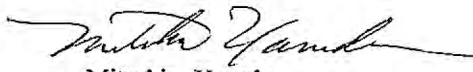
Name of the Issuer: Municipality Finance Plc

Signature of Representative:


Jarkko Vuorenmaa
Director


Matti Kanerva
Legal Counsel

Signature of Attorney-in-fact:


Mitsuhiro Yasuda
Attorney-at-law

1. The Issuer has filed a Securities Report for one (1) year.
2. The Issuer meets the following requirement:

One of the outstanding bonds/notes of the Issuer was granted the specific rating by one of the designated rating agencies and one of the outstanding bonds/notes or the bonds/notes with respect to which a registration is expected to be made pursuant to Article 4, paragraph 1 of the Securities and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948) in connection with the primary public offering or secondary distribution was granted the specific rating by another certain rating agency; provided, that such ratings have been announced.

(1) Name of the notes rated: CHF 100,000,000 2.75 per cent Notes due 17
September 2014
Rating: AAA (Rating Agency: Standard & Poor's Ratings Services)

(2) Name of the notes rated: EUR 500,000,000 3.50 per cent. Notes due 23 April
2008
Rating: Aaa (Rating Agency: Moody's Investors Service Inc.)

(訳 文)

発行者が証券取引法第 27 条において準用する
同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

平成 18 年 8 月 21 日提出

関東財務局長 殿

発行者の名称： フィンランド地方金融公社
(Municipality Finance Plc)

代表者の署名： (署 名) (署 名)
Jarkko Vuorenmaa Matti Kanerva
Director Legal Counsel
(ディレクター) (法律顧問)

代理人の署名： (署 名)
弁護士 安 田 三 洋

1. 発行者は、一年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 発行者は以下の要件を満たしております。

発行者は、一の指定格付機関により既に発行した債券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の指定格付機関により既に発行した債券又はその募集若しくは売出しに関し日本国の証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項に規定する届出をしようとする債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

- (1) 格付が付与されている債券（既に発行したもの）の名称：
2014 年 9 月 17 日満期 1 億スイスフラン 2.75% 債券
格付：AAA 格
（格付を付与し、公表している格付機関名：
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス）
- (2) 格付が付与されている債券（既に発行したもの）の名称：
2008 年 4 月 23 日満期 5 億ユーロ 3.50% 債券
格付：Aaa 格
（格付を付与し、公表している格付機関名：
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）

以 上

発行者の概況の要約

(1) 設立

旧フィンランド地方金融公社(以下「旧公社」という。)は、フィンランドの法律に基づく有限責任会社として、1989年にフィンランド地方自治体年金基金(The Local Government Pensions Institution)(以下「LGPI」という。)(同基金については下記参照のこと。)により、LGPIの構成員の全面的な賛同を受けて設立された。旧公社は1989年3月29日付で登録番号432.402で商業登記簿に登録された。1998年3月9日付で有限責任会社から公開有限責任会社となり、名称がMunicipality Finance Ltd.(原語名:Kuntarahoitus Oy)からMunicipality Finance Plc(原語名:Kuntarahoitus Oy.j)に変更された。旧公社の株式資本は、その設立以来、LGPIが全額所有していた。旧公社は1991年初めに貸付業務を開始した。

旧公社の運営は信用機関としてフィンランドの信用機関法(1607/1993)(以下「信用機関法」という。)に従っており、その事業は金融監督局の監査および監督を受けるとともに、大蔵省およびフィンランド銀行の監督を受けていた。旧公社の目的は、フィンランドの地方自治体および自治体連合体ならびに地方自治体がその債務を直接的に保証する法人その他のために資金調達を確保することに特に重点を置き、信用機関法に規定される信用機関としての業務を営むことであった。

合併後(旧フィンランド地方金融公社とフィンランド地方住宅金融公社との2001年5月1日付合併)

フィンランド地方住宅金融公社(Municipal Housing Finance Plc)は1993年に地方自治体ならびに地方自治体が支配している法人の全額出資で設立された。同公社の事業目的は、旧公社の事業目的と同様、信用機関法に規定される信用機関としての業務を営むことであり、また特に地方自治体および地方自治体が支配している法人ならびに非営利団体に対して住宅開発のための資金調達を行うことであった。

合併後のフィンランド地方金融公社(以下「公社」という。)は、2001年5月1日付で信用機関法に規定される信用機関の新設合併により設立された。2001年4月26日に公社は大蔵省より信用機関の免許を付与された。公社は社名をMunicipality Finance Plc(フィンランド地方金融公社)とし業務を行い、旧公社およびフィンランド地方住宅金融公社の全ての資産およびその他負債ならびに権利は承継された。

公社はヘルシンキ市に所在し、2001年5月1日付で法人登録番号1701683-4で商業登記簿に登録された。

公社はフィンランドの法律に従う。

商業登記簿に登録された公社の全額払込済株式資本は16,522,000ユーロである。2005年12月31日現在、公社の資産合計は約61億ユーロ、貸付ポートフォリオは約46億ユーロであった。

定款第2条に従い、公社は、信用機関法に規定される信用機関としての業務を営む。公社は、フィンランドの自治体部門全体および特に地方政府保証機構法(下記「フィンランド地方政府保証機構」の項を参照のこと。)の第1条に規定される自治体部門の枠内の団体のためにサービスを提供する。さらに、公社は、投資サービス業者法の第1条に基づく投資サービスおよび同法第1条(1)(5)に規定される証券保管管理業務も提供している。

公社の任務は、自治体部門により所有される金融機関として、自治体部門の金融サービスにおいて非常に需要の多いかつ積極的なパートナーたることである。公社の目的は、地方自治体のために費用効率の良い金融サービスを確保すること、効率のかつ有利に業務を行うこと、自給力を高め、主に業務からの資金により自己資本を増加させることである。公社は、顧客関係の重視に積極的に取り組み、顧客のためにソリューションおよびサービスを創出する。

定款に従い、公社の株式は、フィンランド地方自治体年金基金(LGPI)、地方自治体、自治体連合体、地方自治体の中央機関、地方自治体もしくは自治体連合体の完全所有のものしくは支配を受ける法主体、またはかかる法主体により所有される会社以外には、公社の同意なく譲渡することはできない。

フィンランド地方自治体年金基金

LGPIは、自治体公務員、職員およびその家族を対象とする年金に責任を負う法定の年金基金機関である。LGPIは自治体公務員および職員年金法(202/1964)が可決された1964年に設立された。

LGPIは約930の構成員を有している。それらは、現在432の地方自治体のすべて、自治体連合体(共同活動のために組織されている。)のすべておよび地方自治体が所有するいくつかの法人から構成されている。自治体公務員および職員年金法に基づき、フィンランドの地方自治体ならびに自治体連合体のすべては、LGPIを通じて年金支給を制度化することを義務づけられているため、LGPIの構成員となっている。

LGPIの債務には、フィンランド政府による保証は付されていない。しかしながら、LGPIは内務省の監督に服する。また、財務計画および投資活動は保険行政当局により監督される。かかる監督により、LGPIは法律の範囲内で活動し、決定を下すことが確保されている。LGPI保証の債務は、フィンランドの銀行および信用機関に関する自己資本比率の計算上ゼロ・リスク・ウェイトとなっている。

フィンランド地方政府保証機構

フィンランド地方政府保証機構は、フィンランド地方政府保証機構法(487/96)(以下「地方政府保証機構法」という。)に基づき設立された公法機関であり、ヘルシンキ市に所在する。

地方政府保証機構の目的は、フィンランドの自治体部門全体の信用力に基づいて、自治体部門のため有利な資金調達を確保することである。地方政府保証機構法第1条に従いその目的を達成するため、同機構は自治体部門関係の信用機関による資金調達(かかる資金は自治体部門もしくは公的住宅の賃貸、建設、維持管理に従事する政府指定の非営利団体への貸付けに使用される。)に保証を付与することができる。地方政府保証機構法は1996年7月1日付で効力を発生し、同法は1997年5月1日付および1999年12月1日付で改正されている。

フィンランドの総人口の98.67%にあたる合計403のフィンランドの地方自治体が地方政府保証機構の構成員となっている。地方自治体は、構成員として不参加の決定については、1996年9月30日までに内務省に通知しなければならなかった。オーランド(Åland)地方はその自治・独立性のため、オーランド地方に属する地方自治体は同機構の構成員ではない。

2004年6月16日に公表された欧州委員会(以下「委員会」という。)決定によって、政府補助に関するEC条約(欧州共同体の設立条約)と保証者規則との両立性に関する最後の不明瞭な点が排除さ

れた。かかる規則の改定によって、公社または保証者の業務は何ら影響を受けない。委員会決定は、保証者による公社のための保証はEC条約の趣旨における政府補助にあたらないとの結論を下した。委員会の決定後、公社および保証者の業務に対する政府補助に関するEC条約の適用に関して、フィンランド当局、保証者または公社のいずれかが認識している問題点はなくなった。

地方政府保証機構の事業運営および財政状態

地方政府保証機構の経費はほとんどが保証手数料収入によりまかなわれる。流動性を確保するため、同機構は基金を有しており、かかる基金は同機構が請求する保証手数料を累積しているものである。

また流動性を確保するため、地方政府保証機構は、50百万ユーロの信用供与枠を有している。

地方政府保証機構の構成員として、これによりカバーできない経費または債務については、地方自治体が人口統計法(507/93)に規定されるところに従い前年度末の人口比に応じて責任を負う。

公社の事業に対する地方政府保証機構の設立による影響

地方政府保証機構法の主目的は、自治体部門のために、同機構自体の信用度に基づき継続的に有利な資金調達を確保することである。このことが地方自治体の協同資金調達システムの発展に役立ち、同機構の各構成員はこれにより恩恵を受けることができる。特に、同機構は、中小規模の地方自治体のために有利な資金調達を確保する。同時に、同機構は、標準化された地方自治体の債務証券の発行を認めている。これらのおかげで自治体部門による発行済有価証券のセカンダリーマーケット(流通市場)が拡大している。

地方政府保証機構の運営

地方政府保証機構の運営機関は、評議会および理事会で構成されている。同機構の日常の運営は、理事会からの指示および命令に従い執行されている。

地方政府保証機構の事業運営は、同機構の理事会の提案に基づき内務省により任命された保証機構監査人により監督されている。

フィンランドにおける自治体

概要

フィンランドにおける自治体の行政は、数世紀にわたり発展してきた独立の自治体組織により管理されている。現在の地方政府の基礎は、自治体を統制する法律が制定された19世紀後半に確立した。

1917年、フィンランド共和国はロシア帝国より独立を遂げ、現在の憲法が制定された。憲法は、中央政府から独立して堅固な自治独立状態を享受している地方自治体による地方政府制度を擁護している。

地方自治法(365/1995)(以下「地方自治法」という。)に基づき、地方自治体は地理的領域によって画定された。各地方自治体の権限は自治体議会にあり、その議員は直接・秘密・比例代表制の無記名投票で選出される。

フィンランドおよびその他の北欧諸国における自治体部門は、他のヨーロッパ諸国の場合よりも

公共部門に占める役割の重要性が高い。フィンランドの地方自治体および自治体連合体は、同国の労働力の約17%にあたる約450,000人を雇用している。

2006年、地方自治体および自治体の共同体の総支出は、同国の国内総生産の約19%にあたる310億ユーロに上ると予想される。職員数の観点から、地方政府は中央政府よりも実質的に大きな組織であるといえる。

2005年のフィンランドの地方自治体および自治体連合体の利付き貸付ポートフォリオの総額は76億ユーロであった。今後数年では自治体部門の債務が増加すると公社は考えている。「自治体部門」とは、地方自治体、地方自治体の共同体、地方自治体が所有する株式会社および地方自治体の支配を受けるその他の法人を指し、「地方政府」とは、地方自治体および地方自治体の共同体のみを指す。

2006年の地方政府の資金調達需要は、フィンランド地方政府協会によれば、約15億ユーロに上ると見込まれている。

フィンランド国内の経済発展地域への人口移動を伴う経済成長により、近年、個人持ち家生産は増加している。同時に、経済発展地域における住宅生産の需要も増加している。

政府の住宅政策の目的は、社会的および地域的にバランスがとれ安定した住宅市場を確保すること、ホームレスをなくすこと、および住宅の質を向上することである。

住宅を妥当な費用で入手可能とするために、政府は、十分な公的住宅の生産を確保する。中央政府の公的住宅の生産のための補助金および資金調達は、毎年約10,000戸の新規住宅の生産を着実に確保するように概算される。ローンおよび利子補給は、ヘルシンキ首都圏、主要な発展地域および住宅需要が高いその他の地域に振り向けられる。

フィンランドにおける地方自治体の役割

地方自治法およびその他の法令に基づき、地方自治体には広範な権限および責任が付与されている。地方自治体は長い間、教育および医療の提供に主たる責任を負ってきた。近年、中央政府は社会福祉に関する地方自治体の責任を拡大させており、国からの交付金および補助金では地方政府の支出のおよそ20%をまかなう。

自治体部門は公共輸送、通信、電力、水道および下水処理の重要な供給者でもある。これらの機能の多くは、地方自治体が所有または支配する法人企業を通じて、また病院および教育機関のような自治体連合体を通じて果たされている。

公益事業およびサービス提供に加えて、地方自治体は重要な規制機能を有している。地方自治体は建設許可権を独占的に有しており、都市計画および土地利用計画の効果的な管理を行っている。また多数の公共建物および公共サービス機関の直接の所有者である。行政庁の建物とは別に、地方自治体は、芸術・文化、スポーツ施設、学校、病院、診療所、老人ホームおよびデイケア・センターのための施設を所有している。地方自治体は、工業および商業施設を所有しており、民間部門に賃貸している。また地方自治体が所有する不動産会社は賃貸の公的住宅の大半を所有している。

(2) 資本構成

(i) 資本構成および債務

以下の表は、2005年12月31日現在の会社の資本構成(未監査)である。

(単位：千ユーロ)

短期負債	582,686
長期負債	
(劣後債券16,819千ユーロおよび 17,000千ユーロの発行を含む)	5,392,767
株主持分合計	
(制限資本および非制限資本、 発行済全額払込済株式資本16,522千ユーロ、 準備金277千ユーロ、資本投資1,346千ユーロ、 キャピタル・ローン10,000千ユーロおよび 12,500千ユーロを含む) (1)	40,494
任意準備金	34,290
資本構成合計	6,050,237

注記：

(1) 会社の授権株式資本の下限は10,000千ユーロ、上限は40,000千ユーロである。1株の額面金額は1.00ユーロである。2005年12月31日現在、発行済全額払込済株式資本は16,522千ユーロである。

上記に開示されている以外、2005年12月31日以降、会社の資本構成および債務に重大な変更はなかった。

(ii) 主要株主

2005年12月31日現在、公社の上位20の主要株主は以下のとおりである。

株主	株式	所有率
フィンランド地方自治体年金基金(LGPI)	7,021,850	42.50%
ヘルシンキ市	1,925,000	11.65%
エスポー(Espoo)市	651,750	3.94%
トゥルク(Turku)市	440,000	2.66%
VAV Asunnot Oy(ヴァンター市により所有される法人)	412,500	2.50%
オウル(Oulu)市	385,000	2.33%
タンペレ(Tampere)市	343,750	2.08%
ヨーエンスー(Joensuu)市	272,250	1.65%
クオピオ(Kuopio)市	228,250	1.38%
フィンランド地方政府協会(The Association of Finnish Local and Regional Authorities)	202,125	1.22%
Jyväskylän Vuokra-asunnot Oy(ユヴァスキュラ市の賃貸住宅事業を営む法人)	200,750	1.22%
ラッペーンランタ(Lappeenranta)市	178,750	1.08%
コトカ(Kotka)市	165,000	1.00%
ヴァーサ(Vaasa)市	137,500	0.83%
ラハティ(Lahti)市	123,750	0.75%
ハメーンリンナ(Hämeenlinna)市	110,000	0.67%
コッコラ(Kokkola)市	96,250	0.58%
ポリ(Pori)市	96,250	0.58%
地方自治体ヌルミヤルヴィ(Nurmijärvi)	82,500	0.50%
セイナヨキ(Seinäjoki)市	82,500	0.50%
合計	13,155,725	79.63%

(3) 業務の概況

(イ) 会社の業務の概況

会社の事業活動

会社の主要な株主は自治体部門であり、これらは約430の地方自治体、約230の自治体連合体および地方自治体により所有または支配される各種団体で構成されている。1991年以降、会社は(旧両社(旧会社およびフィンランド地方住宅金融会社)および現在の会社のいずれを介しても)、自治体部門のために資金調達を行っている。会社の目的は、適用ある関連規則および法令のすべてを遵守し、当該部門にできるだけ有利な資金調達を提供することにある。

長期および短期の資金調達および顧客のための投資対象に加え、会社は、資金調達、リスク管理、バランスシート(財務)管理および投資活動に関するコンサルティングを提供する。

会社による資金調達は、地方政府保証機構により保証される。会社の債券発行プログラムに基づく会社の借入れはすべて同機構により保証される。地方政府保証機構は、地方政府保証機構法に基づき設立された公法機関であり、地方自治体である同機構の構成員は、同機構の経費および債務につき連帯して責任を負う。

資金調達

会社の長期資金調達は、国際資本市場(ユーロ圏、日本、その他のアジア市場、スイス等)および国内資本市場の双方で行われている。

国際資金調達は、通常、債券の発行により行われる。国際資金調達の主な形態は、会社のEMTNプログラムに基づく債券の発行である。2006年3月31日現在、国際市場で発行された期限未到来の中期債券の残高は総額42.6億ユーロ(2005年12月31日現在:41.4億ユーロ)であった。

1993年、旧会社は、一般への公募として「Municipal Bond」と呼ばれる債券を初めて発行することによって国内資金調達を拡大させ始めた。2006年3月31日現在、期限未到来のMunicipal Bondの残高の総額は360百万ユーロ(2005年12月31日現在:350百万ユーロ)であった。「Municipal Bond」は会社により商標登録されているものである。会社は、Municipal Bondおよび総額500百万ユーロの国内プログラムに基づくその他の債券の発行によって国内資金調達を行う。

リファイナンスの一環として、会社はまた、欧州投資銀行(以下「EIB」という。)および欧州評議会開発銀行(以下「CEB」という。)からのローン融資枠を利用する。

EIBからの調達資金は、会社を介し、自治体部門におけるインフラ、環境保護、エネルギー、医療および教育に関連するプロジェクトに向けられる。EIBは、欧州連合(EU)加盟15カ国により所有された独立した金融機関である。EIBの目的は、工業およびインフラにおける公共投資および民間投資の双方につき長期的な信用供与によってEU加盟諸国の経済発展を促進することである。

CEBからの調達資金は、会社を介して、自治体部門における環境保護、医療および教育に関連するプロジェクトおよび基礎インフラに関連する特定の社会プロジェクトに向けられる。欧州評議会は、欧州36カ国をメンバーとする政府間の政治的機関である。本来、CEBは、難民・移民プロジェクトに資金を提供するために設立された。CEBは現在では、雇用創出、環境保護、医療および教育、ならびに特定の基礎社会インフラのためのプロジェクトについても信用供与を行っている。

会社の短期資金調達は、「Treasury Bill」と呼ばれる短期債券の発行によって行われる。短期資金調達は、自治体部門の短期の金融ニーズのため、また会社の通常業務に求められる流動性確保の

ために用いられている。Treasury Billは、地方自治体や他の投資家等の投資ニーズに対する、短期で流動性があり、低リスクの金融商品である。Treasury Billは公社の総額500百万ユーロのTreasury Billプログラムに基づき発行される。

貸付け

公社は以下に対して貸付けを行う。

- ・地方自治体および自治体連合体
- ・ECの政府補助規則に従い特恵的条件で、政府当局により指定され、公的住宅の賃貸、生産、維持管理を行う法人、もしくは政府当局の支配を受ける法人
- ・ECの政府補助規則に従い特恵的条件で、地方自治体もしくは自治体連合体の完全所有のもしくは支配を受ける法主体、または地方自治体の関係団体(ただし特定部門の枠内であること。)
これらはいずれも、適用ある法令に定められた地方政府当局の事業の枠内の公共サービスを提供するか、またはかかるサービスにおいて直接に職務を果たすものとする。あるいは、これらは、地方または地域の状況によって、有用性または効果的な提供を確保するためにサービスの提供が必要な場合には、国民に必要なその他のサービスを提供するものとする。

地方自治体もしくは自治体連合体の全額保証または不足補填保証、国の不足補填保証、または国および地方自治体の保証が、公社が資金を供与するために、貸付けの保証として受入れられている。さらに、不足補填保証がなされた場合、かかる資金調達の対象物には担保権が要求される。貸付けは、別途の担保なくして、地方自治体もしくは自治体連合体に直接供与されうる。

公社の保証方針により、フィンランドの銀行および信用機関の自己資本比率の計算上、公社による貸付けはゼロ・リスクとみなされる。

また、公社は地方自治体、自治体連合体および、地方自治体および自治体連合体が支配する団体に短期資金調達商品を提供する。

2005年、公社は195の地方自治体に新規の貸付けを供与した。貸付けを供与された地方自治体の合計数は359であった。貸付ポートフォリオは46億ユーロ(2004年度：40億ユーロ)に上った。

自治体部門の資金調達ニーズは、顧客である自治体部門および資金調達が必要とするプロジェクトの規模により多種多様である。公社の平均貸付残高は約1.2百万ユーロであった。

公社を通じての協同資金調達により、地方自治体は、自治体部門全体としての良好な信用状態を享受し、ホールセール市場で資金を調達する。

公社の顧客構成により、公社の貸付けはゼロ・リスクとみなされる。過去、公社にも、合併消滅両会社(旧公社およびフィンランド地方住宅金融公社)にも、利払いの停止した貸付けまたは貸倒損失はない。

流動性の確保およびリスク管理

公社は流動性を確保するため、140百万ユーロの信用与信枠を有している。また公社は流動性を維持するため、必要な場合はTreasury Billを発行することができる。

公社の目的は、自治体部門の資金調達需要をできるだけ低いコストで充たすことである。公社は自治体部門により所有されているため、利益の極大化を追求することはせず、リスクは最小限にと

どめられている。公社は適切なリスク管理のためのソフトウェアを使用している。

リスク管理は、公社の規模、業務範囲および堅実なリスク対策をふまえて、効率的かつ専門的に行われている。リスク管理の実行は社長ならびに社長を補佐する経営陣が責任を負う。公社の経営陣は少なくとも1ヶ月に1度会議でリスク管理問題を検討する。

公社の任務は、フィンランドの地方自治体のために有利な資金調達を提供することにある。かかる原則に従い、公社の貸付ポートフォリオに影響を及ぼす信用リスクとは、地方自治体、自治体連合体および国に関連する信用リスクである。貸付けが地方自治体により所有もしくは支配を受ける法人に対して供与される場合、それらは地方自治体による過半数所有となっていなければならない、また地方自治体もしくは自治体連合体の全額保証または不足補填保証、または国の不足補填保証がなければならない。公社の貸付ポートフォリオは全体として、銀行および金融機関の自己資本比率の計算上、ゼロ・リスクとみなされる。公社自らが発行した様々な期間を有するすべての債券にも同様に適用される。

市場リスクをヘッジするため、公社はデリバティブ契約を利用する。ただし、既存のリスク・ポジションを増やすことは決してない。公社は自らあらゆる為替リスクをヘッジしている。

契約当事者を選別し、その信用リスクを評価する際に、公社は信用格付および契約の種類を基準として取締役会により設定された原則を適用する。

信用リスクおよびカウンターパーティ・リスクのほか、市場リスク、資金調達リスク、流動性リスク、業務リスク、法的リスク、戦略リスクおよびこれらに影響を及ぼす要因の動向を公社は定期的にモニターしている。

(ロ) 事業等のリスク

(i) 発行者の返済能力に関するリスク

・信用リスク

信用リスクは、カウンターパーティが信用機関に対するその約定に対し責任を負うことができなくなる可能性があることを指す。

貸付けは、別途の担保なくして、地方自治体および自治体連合体に直接供与される。その他の貸付けについては、地方自治体もしくは自治体連合体の全額保証または不足補填保証、または国の不足補填保証を徴求することが可能である。このような保証が要求されるため、供与された貸付けは、信用機関の自己資本比率の計算上ゼロ・リスクとして算定されている。

また、信用リスクは金融商品および投資商品、金利および通貨先物・先渡し、ならびに金利・為替レートスワップおよびその他のデリバティブ契約から生じるものである。信用リスク評価に関して、原則および限度は発行者の取締役会により承認され、相手方カウンターパーティを選別する際に適用される外部格付を基準とする。カウンターパーティ・リスクは、公正価値法を用いてモニターされる。信用価値相当額は、限度設定のための基準となる商品ごとに算定されている。

・市場リスクおよび金融リスク

市場リスクは、市場価格またはそのボラティリティが発行者に不利な傾向にあるときに、発行者が損失を被ることを指す。市場リスクには、金利、為替レート、株価およびその他の価格に関連するリスクが含まれる。

市場リスクをヘッジするため、発行者はデリバティブ契約を利用する。ただし、既存のリスク・ポジションを増やすことは決してない。発行者は自らあらゆる為替リスクをヘッジしている。

金融リスクは、発行者がデリバティブまたはその他の金融業務の実施に起因する支払義務を行うことができなくなる事態を指す。

発行者の取締役会は、以下の市場リスクにつき限度を設けている。

- 通貨ポジション
- リファイナンス/ファイナンスの安定持続
- リファイナンス・ギャップ
- デュレーションに基づく金利変動リスク
- 流動資産の下限額および上限額
- バリュースコア・リスク

これらのほか、経営陣は、月次の金利感応度分析および損益の数値の情報を得ている。

・市場流動性リスク

市場流動性リスクは、市場に関する知識が十分にないか、または市場が市場障害のため機能していないために、発行者が現行市場価格でそのポジションを実現もしくはカバーできない可能性を指す。

発行者は、市場および商品の流動性を継続してモニターしている。そのほか、市場自体の基準は（例えば、満期、契約金額、金利計算方法について）、デリバティブ契約が締結される際に調査される。適切な市場当事者が制限されるような仕組みはできる限り避けられることになる。

・業務リスク

業務リスクは、不完全なまたは機能不全の内部手続、スタッフ制度または外部要因に起因する損失リスクを指す。

発行者は、取引、リスク管理、リスク・モニタリング、バック・オフィス業務、ドキュメンテーションおよび経理の職務分離、スタッフ代替制度の設置、または職務分掌・手順の立案により、業務リスク管理に取り組んでいる。スタッフの専門技能は研修を通じて維持されている。

発行者の業務リスクは2005年にとりまとめられた。

(ii) 保証者の支払能力に関するリスク

保証者であるフィンランド地方政府保証機構の経費はほとんどが保証手数料収入によりまかなわれる。

これによりカバーできない経費または債務については、人口統計法(507/93)に規定される場所に従い、前年度末の人口比に応じて、同機構の構成員の地方自治体の連帯責任となる。

保証者が保証を付した保証状に基づき生じた金融債務は、主として、保証者の基金よりカバーされる。基金の資産が債務をカバーするのに十分でない場合、保証者は、同機構の構成員から集められる拠出金でその債務をカバーすることができる。理事会は、拠出額の割合を確認し、かかる割合は同法第10条に定める方法で決定される。

保証者は、裁判所の執行による租税および負担金の徴収に関する法(367/61)に定められた順番で、裁判所の決定および執行判決がなくとも、保証者が付す保証状に対する保証プレミアムおよび同機構の構成員から拠出金を集めることができる。

(4) 経理の状況

2005年度財務書類

貸借対照表 (2005年12月31日現在)

(単位：ユーロ)

資産	2005年12月31日現在		2004年12月31日現在
当座資産			
現金		1,592.10	1,277.80
当座資産		3,251,294.09	3,997,083.11
中央銀行リファイナンス 適格債券		835,050,650.92	588,846,522.22
信用機関に対する債権			
要求払債権	2,294,282.83		478,038.19
その他	21,197,171.03	23,491,453.86	59,778,439.44
公法人および公共部門企業 に対する債権		4,593,604,437.23	4,029,574,609.44
債券			
公共部門企業のもの	250,850,837.21		195,645,149.46
その他	205,403,186.40	456,254,023.61	389,939,339.30
株式および出資持分		24,219.06	24,219.06
デリバティブ契約		44,415,407.28	15,035,316.12
無形資産		698,484.27	901,890.21
有形資産			
その他の有形資産		1,121,907.40	1,264,260.42
未収収益および前払費用		92,323,642.90	82,070,418.51
資産合計		6,050,237,112.72	5,367,556,563.28

負債	2005年12月31日現在		2004年12月31日現在	
負債：				
信用機関および中央銀行 に対する債務				
信用機関				
その他		421,512,441.84		452,247,106.73
公法人および公共部門企業 に対する債務				
その他の債務		440,350,366.82		311,929,783.28
公募債券				
長期債券	4,532,385,528.87		4,016,308,974.61	
その他	383,354,122.32	4,915,739,651.19	273,934,258.28	4,290,243,232.89
デリバティブ契約		55,125,934.82		115,340,711.06
その他の負債		2,651,879.53		596,287.02
未払費用および前受収益		106,254,098.39		93,123,407.01
劣後債務		57,664,296.09		57,664,296.09
既利益処分：				
任意準備金		34,290,000.00		28,688,000.00
資本：				
株式資本				
株式資本		16,522,000.00		16,522,000.00
その他の制限準備金				
準備金		276,711.01		276,711.01
非制限準備金				
公正価値準備金		-1,079,656.00		0.00
留保利益	925,028.19		921,438.47	
当期利益	4,360.84	929,389.03	3,589.72	925,028.19
負債合計		6,050,237,112.72		5,367,556,563.28
オフ・バランスシートの約定				
顧客のための取消不能約定		282,941,981.00		246,197,466.00

損益計算書 (2005年12月31日現在)

(単位：ユーロ)

	2005年1月1日 —12月31日		2004年1月1日 —12月31日	
利息収入		142,004,562.84		122,669,072.90
利息費用		-127,919,620.65		-110,861,240.39
金融取引純収入		14,084,942.19		11,807,832.51
手数料費用		-2,421,764.72		-2,383,824.15
証券取引および外国為替取引 純収入				
外国為替取引純収入		3,843.71		207.83
売買目的保有の金融資産取引 純収入		543,622.94		78,078.12
その他の営業収入		171,999.93		85,110.69
管理費用				
人件費				
給与および報酬	-2,165,167.98		-1,890,289.24	
人件費関連費用				
年金費用	-379,153.79		-319,421.01	
その他の人件費関連費用	-179,197.79		-153,543.21	
その他の管理費用	-1,643,509.65	-4,367,029.21	-1,693,947.22	-4,057,200.68
有形・無形資産の減価償却費 および資産価値の減少		-587,716.74		-535,192.54
その他の営業費用		-1,796,295.48		-1,573,889.30
純営業利益		5,631,602.62		3,421,122.48
利益処分・税引前利益		5,631,602.62		3,421,122.48
利益処分		-5,602,000.00		-3,389,455.10
所得税		-25,241.78		-28,077.66
当期利益		4,360.84		3,589.72

資金計算書 (2005年12月31日現在)

(単位：ユーロ)

	2005年1月1日 —12月31日	2004年1月1日 —12月31日
営業活動からのキャッシュ・フロー		
純営業利益	5,631,602.62	3,421,122.48
減価償却費	587,716.74	535,192.54
未収利息の変動	-7,750,116.32	-10,798,932.88
未払利息の変動	10,478,811.85	6,709,593.82
税金	-25,241.78	-28,077.66
営業活動からのキャッシュ・フロー	8,922,773.11	-161,101.70
投資活動からのキャッシュ・フロー		
公法人からの受取債権の変動	-564,029,827.79	-342,446,781.81
債券の変動	-57,570,976.58	-85,107,276.88
有形資産および無形資産の変動	-241,957.78	-549,621.98
投資活動からのキャッシュ・フロー	-621,842,762.15	-428,103,680.67
財務活動からのキャッシュ・フロー		
公募債券の変動	516,076,554.26	489,600,238.46
信用機関に対する債務の変動	-30,734,664.89	27,627,484.45
公法人および公共部門企業に対する債務の変動	128,420,583.54	124,601,220.90
その他の負債の変動	7,990,881.66	-5,214,459.89
キャピタル・ローンの変動	0.00	0.00
為替レートの変動	-95,530,156.55	35,589,603.23
財務活動からのキャッシュ・フロー	526,223,198.02	672,204,087.15

	2005年1月1日 —12月31日	2004年1月1日 —12月31日
運転資金の変動		
現金および当座資産	3,252,886.19	3,998,360.91
信用機関からの受取債権	23,491,453.86	60,256,477.63
その他の当座資産	1,048,550,198.77	985,664,747.73
	1,075,294,538.82	1,049,919,586.27
短期債務	386,006,001.85	273,934,258.28
現金資金	689,288,536.97	775,985,327.99
現金資金の純変動	-86,696,791.02	243,939,304.78
期首現金資金	775,985,327.99	532,046,023.21
期末現金資金	689,288,536.97	775,985,327.99